

このたび、3年に1度の介護保険制度の見直しが行われ、令和6年度から令和8年度までの「第9期浜松市介護保険事業計画」が策定されました。

今回の「介護保険だより」は、主な制度改正の内容等を紹介します。

その① 介護保険料が見直されました

●令和6年4月から

今後3年間のサービス利用に関する介護給付費の見込みに応じて介護保険料の見直しが行われ、基準額等が決められました。

令和6年度から令和8年度までの介護保険料

※月額については端数を四捨五入しています

段 階	市民税の状況		要 件		保険料率	年額保険料 (月額)	
	本 人	世帯員					
第1段階	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人				0.285	20,178円 (1,682円)	
第2段階	非 課 税	非 課 税	本人の前年分の 公的年金等収入金額 と 公的年金以外の 合計所得金額の合計 が	80万円以下	0.285	20,178円 (1,682円)	
第3段階				80万円超	120万円以下	0.40	28,320円 (2,360円)
第4段階				120万円超	0.65	46,021円 (3,835円)	
第5段階		課 税		80万円以下	0.90	63,721円 (5,310円)	
第6段階 (基準額)				80万円超	基準額 1.00	70,802円 (5,900円)	
第7段階	課 税		本人の前年分の 合計所得金額が	120万円未満	1.20	84,962円 (7,080円)	
第8段階				120万円以上	210万円未満	1.30	92,042円 (7,670円)
第9段階				210万円以上	320万円未満	1.50	106,203円 (8,850円)
第10段階				320万円以上	420万円未満	1.70	120,363円 (10,030円)
第11段階				420万円以上	520万円未満	1.90	134,523円 (11,210円)
第12段階				520万円以上	620万円未満	2.10	148,684円 (12,390円)
第13段階				620万円以上	720万円未満	2.30	162,844円 (13,570円)
第14段階				720万円以上	1,000万円未満	2.40	169,924円 (14,160円)
第15段階				1,000万円以上	1,500万円未満	2.60	184,085円 (15,340円)
第16段階				1,500万円以上		2.80	198,245円 (16,520円)

○公的年金等収入金額…税法上、課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

○合計所得金額…収入金額から必要経費等に相当する金額を差引いた金額の合計額。土地、建物等の譲渡所得の特別控除の適用がある場合は特別控除後の金額です。

問合せ窓口

平日8:30~17:15(土・日曜、祝日および年末年始は除く)

介護保健課:457-2374

中央福祉事業所	長寿支援課	浜名福祉事業所	長寿保険課	引佐支所	542-1111
中央区役所内	457-2324	浜名区役所内	585-1122	三ヶ日支所	524-1111
東行政センター内	424-0184	北行政センター内	523-2863	春野支所	983-0001
西行政センター内	597-1119	天竜福祉事業所	長寿保険課	佐久間支所	966-0002
南行政センター内	425-1572	天竜区役所内	922-0065	水窪支所	982-0002
				龍山支所	966-2113

その② 居住費(滞在費)の負担限度額と基準費用額が変わります

《食費・居住費(滞在費)の負担限度額について(特定入所者介護サービス費)》

低所得の人が次の施設やサービスを利用する場合、申請によって食費・居住費(滞在費)に負担限度額(利用者負担の1日当たり上限)が設けられます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は「特定入所者介護サービス費」として保険給付されます。

《対象となる施設・サービス》

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

見直しのポイント

居住費(滞在費)の負担限度額と基準費用額が変わります。(第1段階の多床室利用者の負担限度額を除く)

令和6年7月まで

利用者負担段階	対象となる人		負担限度額(利用者負担の1日あたり上限)						
	所得の状況	預貯金額※1 (夫婦の場合)	居住費(滞在費)						食費 【】はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(老健・療養等)	従来型個室(特養等)	多床室(老健・療養等)	多床室(特養等)	
第1段階	生活保護を受給している人	—							
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金を受給している人	1,000万円 (2,000万円)以下	820円	490円	490円	320円	0円	0円	300円 【300円】
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	650万円 (1,650万円)以下	820円	490円	490円	420円	370円	370円	390円 【600円】
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	550万円 (1,550万円)以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円	650円 【1,000円】
第3段階②	上記以外の人	500万円 (1,500万円)以下	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円	370円	1,360円 【1,300円】
基準費用額 ※2			2,006円	1,668円	1,668円	1,171円	377円	855円	1,445円



令和6年8月から

利用者負担段階	対象となる人		負担限度額(利用者負担の1日あたり上限)						
	所得の状況	預貯金額※1 (夫婦の場合)	居住費(滞在費)						食費 【】はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(老健・医療院等)	従来型個室(特養等)	多床室(老健・医療院等)	多床室(特養等)	
第1段階	生活保護を受給している人	—							
	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金を受給している人	1,000万円 (2,000万円)以下	880円	550円	550円	380円	0円	0円	300円 【300円】
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	650万円 (1,650万円)以下	880円	550円	550円	480円	430円	430円	390円 【600円】
第3段階①	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	550万円 (1,550万円)以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	650円 【1,000円】
第3段階②	上記以外の人	500万円 (1,500万円)以下	1,370円	1,370円	1,370円	880円	430円	430円	1,360円 【1,300円】
基準費用額 ※2			2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円	1,445円

※1 2号被保険者は所得の状況に関わらず預貯金額は1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下

※2 基準費用額:施設における食費・居住費の平均的な費用額(1日あたりのめやす、実際の費用額は施設により異なる)

「介護保険給付費通知書」の廃止について

介護サービスを利用した方にお送りしていた「介護保険給付費通知書」は、国の適正化事業の見直しにより、令和6年2月の通知をもって終了いたしました。